

徳島県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	辞退年月日
きはら耳鼻咽喉科医院	一 板野郡藍住町乙瀬字中田六五	医療法人きはら耳鼻咽喉科医院	令和四年十月三十一日